

第 1 回 熱海市伊豆山復興まちづくり推進懇話会での意見及びその対応

項目	意見	対応策	担当課	意見反映箇所		
				基本計画	まちづくり計画	事業計画
計画	道路や防災関係など各計画の優先順位立案	復興事業計画に示したスケジュール表に基づく進捗管理を行いながら、帰還希望者が戻ることのできる環境づくりを第一に行ってまいります。 また、みなさまから特にご意見の多い河川・道路計画については、参考 2 の資料で、現時点の工事スケジュールを示しております。	都市整備課	—	—	—
	どういうまちにしていくのか将来像を明確化	復興まちづくり計画に示されているとおり、高齢者や子育て世代にもやさしい居住環境を有する市街地を目指しつつ、歴史・観光資源を活かしたまちづくりを進めていきます。	都市整備課	—	—	—
	復興まちづくり計画の課題を各施策に反映	各施策に不足がある場合は、みなさまのご意見を踏まえつつ、復興事業計画に反映してまいります。	関係各課	—	—	—
	予算の開示とそれに基づく計画の優先順位立案	事業計画書に事業費を記載いたしました。また、各施策に必要な予算措置を検討してまいります。	関係各課	—	—	P10～60
	警戒区域解除後は、加速度的に復興を進めるべき	帰還希望者が戻ることのできる環境づくりを第一に行ってまいります。 そのために、工事可能箇所から着手することとし、解除後は、河川工事については、市道伊豆山神社線の交差点部に工事着手しているほか、市道については、岸谷2号線に工事着手しています。	都市整備課	—	—	—
	宅地整備の変更の復興基本計画への反映	復興基本計画は理念等を示すものになりますので、復興まちづくり計画及び復興事業計画に反映いたしました。	都市整備課	—	P66、90	P33、35
	用地買収の期限を決め、用地買収の状況を踏まえた代替案の立案	用地買収の期限については、地権者の意向によるため、決めることはできませんが、今後も地権者との用地交渉を進めていきます。	都市整備課	—	—	—
	被災者向け住宅の建設	これまでの調査で何名の方が希望していることを把握しておりますが、その方々の今後の再建に向けた意向等を踏まえた結果、現時点においては、建設の計画はありません。	都市整備課	P37、44	P90	P34
	逢初川支川（市管理水路）の改修計画	各支川の逢初川合流部については、計画流量を流せることを確認していますが、各支川の上流部については、来年度、調査の上、必要に応じて、改修を検討することとしていきます。	都市整備課	—	—	—
	将来的な町おこしの提案（温泉利用、空き家利用、雑草対策）	第 1 回懇話会でいただいた「河川・道路工事の早期建設」などの意見を踏まえ、道路等の基盤整備事業を優先的に行ってまいります。 将来的なまちづくりについては、被災者や町内の方々からのご意見を踏まえつつ、検討してまいります。	都市整備課 観光経済課	—	—	—
工事の促進	河川道路工事の早期建設	工事可能箇所から着手していきます。 なお、河川工事については、R5.3月より市道伊豆山神社線の交差点部の道路の切り廻し工事に着手している他、市道については、R6.1月より岸谷2号線の工事に着手しています。	都市整備課	—	—	—
	消防団第 4 分団の早期再築	再建候補地の確保を最優先に進め、その交渉を行っています。令和 8 年の完成を目指していますが、早期完成に向けて鋭意進めてまいります。	消防本部	—	—	P24
	地域コミュニティ防災センターの早期建設	現在、候補地の猪洞市営住宅跡地において、ポーリング調査を実施しました。この結果などを踏まえ、令和 8 年の完成を目指してまいります。	危機管理課	—	—	P58
情報の充実	工事スケジュール・全体像の見える化	事業の見える化を図るため、現地に河川や道路の位置などを示し、現場説明会を実施しました。	都市整備課	—	—	—
	現地への整備箇所のマーキング					
	回覧版ではなくわかりやすい説明会の実施					
	高齢者に配慮した日中の説明会の実施					
	積極的な情報提供・共有	地区別説明会や町内会別説明会を継続し、丁寧な情報提供を行っていくとともに、現地に設置する現場事務所等における情報掲示、まちづくり通信の継続による積極的な情報提供を行ってまいります。	関係各課	—	P93	—
	説明会回数の拡充	地区別説明会や町内会別説明会のような少人数での意見交換会を実施してまいります。		—	P93	—
	気軽に意見交換できる会を増やしてほしい	市役所での相談体制を継続するとともに、地区別説明会や町内会別説明会を通じて、被災者や地元住民が定期的に情報交換できる場を継続してまいります。		—	P93	—
現地情報センターの設置	現地に設置する現場事務所等への情報掲示を実施していきます。また、帰還希望者に配布している「警戒区域の解除にともないご自宅に戻られる際のご案内」の内容を必要に応じて充実させていきます。	都市整備課・ 長寿介護課・ 危機管理課	—	—	P31～32	
近所付き合いがあった方々の動向・意向の情報提供						
その他	被災エリア土地が事故物件のようにならないための地区の保護	買収希望がある土地について、事業を進めていく中で、公共用地としての必要性を検討し、買収してまいります。	都市整備課	—	—	—
	撮影禁止等の看板設置の見直し	被災者及び地元住民の意見を聞きながら決めていきます。	都市整備課	—	—	—
	いずさんち開催方法を再検討		ささえ違いセンター			
	帰還した人の生活環境悪化（道路が使えない等）へのケア	工事中の歩道確保や駐車場確保など、工事による帰還した方への影響を最小限となるよう努めてまいります。	都市整備課	—	—	—